
地震保険制度の諸課題

創価大学 黒木 松男

1. 東日本大震災と地震保険

(1) 東日本大震災による衝撃

東日本大震災は、東北・関東・北海道に及ぶ地震損害・津波損害の巨大性・広域性及び支払地震保険金1兆2千億円という巨額性から、政府主導で1966年（昭和41年）に創設し、その後の改定を繰り返してきたわが国の地震保険制度に対しても大きな衝撃を与えた。それは、政府はもとより損害保険業界に対して、今後も地震保険制度を維持するのかどうか深刻な課題を提示した。1995年（平成7年）の阪神・淡路大震災の時に提起された議論よりもその深刻さにおいてその時を凌駕する。単なる地震保険制度のマイナーチェンジでは済まされないフルモデルチェンジの問題にまで発展する可能性を秘めている。

(2) 財務省の地震保険PT

平成24年4月23日、財務省は、「地震再保険特別会計に関する論点整理に係るワーキンググループ」の議論の成果を踏まえ、「地震保険に関するプロジェクトチーム」（以下「地震保険PT」という。）の第1回会合を開催し、合計7回の議論を経て、同年7月6日、その議論の「中間的整理」を公表した¹。両論併記方式でまとめられている。

2. 地震保険PTの検討課題

「中間的整理」の検討課題は、総論として、1. 地震保険制度の趣旨・目的、2. 地震保険制度の位置付け・役割、3. 官民負担の在り方、4. 東日本大震災を踏まえた見直し、各論として、1. 地震保険制度の強靱性、2. 地震保険の商品性が列挙されている。

3. 特に重要な検討課題

(1) 地震保険の総論的課題

¹ http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/jisinpt/report/20120706.htm 参照。

総論的課題として、地震保険の損害填補性 - 地震保険は費用保険か財物保険か、地震保険の保険性 - 地震保険には純粋な「保険」という側面と相互扶助としての「連帯」という側面があるが、どちらに軸足を置くのか、地震保険の役割分担 - 他の制度との役割分担をどうするか、被災者生活再建支援制度、災害復興公営住宅、耐震化・防災・減殺のための施策、民間独自の上乗せ商品（超保険・Resta等）との役割分担の整理の問題、官民負担の在り方 - 民間は地震保険から撤退すべきか - 保険責任を国への一元化し、民間は販売・査定・支払業務に特化すべきか等が重要な課題として挙げられる。

（2）地震保険の各論的課題

（1）強靱性

地震保険の強靱性の論点は、地震保険の限界 - 地震保険は首都直下地震や南海トラフの巨大地震が発生してもそれらが連続発生しても国民の安心の拠り所になりうるか、政府による資金支援 - 現行地震保険法8条を義務規定化すべきか、保険責任の政府への一元化・民間責任の限定 - 民間責任を例えば危険準備金の限度にする再保険レイヤーの自動改訂規定を地震保険施行令第3条、同施行規則第1条の3に盛り込むべきか、72時間条項の合理性 - 地震保険法第3条第4項の72時間条項は例えば30日間に延長すべきか等が特に重要である。

（2）商品性

地震保険の商品内容の課題は、商品性を見直す場合の考慮要素はなにか、付保割合の設定の仕方 - 火災保険金額の30%～50%という付保制限を維持すべきか、引上げをすべきか、損害区分の3区分（全損・半損・一部損）の合理性 - 3区分制を維持すべきか、その細分化は査定業務の迅速性を害し支払保険金を増大させるか、契約方法・契約構造の見直し - 地震保険を火災保険から分離して単独で販売できないか、二重債務問題を解消するための「地震団信」を創設し住宅ローンに附帯する強制地震保険を導入できないか、分譲マンション等の共同住宅に対応した地震保険の在り方を検討すべきか、保険料率の改定 - 都道府県別の4等地制の維持か細分化か平準化か、全国一律の保険料はありうるか、耐震割引を拡大すべきか等が主要な検討課題であろう。